

建設常任委員会に付託されました事件につきまして、  
審査した結果を御報告いたします。

議案第 86 号 岩国市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例の  
一部を改正する条例

議案第 88 号 不動産の取得について

議案第 89 号 町の区域及び町の名称の変更について

以上 3 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況につきまして御報告申し上げます。

議案第 88 号 不動産の取得についての審査におきまして、  
委員中から、「本議案で取得を予定している多目的広場・  
防災センター等整備事業用地の周辺は、岩国医療センターの開院により、  
バスや一般車両等の通行量が増大しており、  
市としても早急に、横断歩道の設置等、交通安全対策に  
取り組んでいくべきではないか」との質疑があり、  
当局から、「取得予定地の周辺は、バスの利用者や散歩をされる  
地域住民の方など、歩行者の通行量も多いことから、  
職員の出勤時等の交通安全対策を岩国医療センターに要請するとともに、横断歩道の設置に  
つきましては、市として前向きに、公安委員会との協議を進めてまいりたい」  
との答弁がありました。

続いて委員中から、「現在岩国医療センターに駐車場として  
貸し付けている土地の一部は、将来、多目的広場等、  
本来の利用に供する際には返却されることになり、駐車スペースが約 240 台分不足  
すると見込まれる。

その結果、本議案の取得予定地が防災センターの敷地として活用される際には、  
不当駐車により利用者に迷惑がかかる事態が懸念されるが、  
どのような対策を講じるつもりか」との質疑があり、

当局から、「不足すると見込まれる台数については、医療センターの責任において適切に処置されるべきものであると考えておりますが、市といたしましても、市民に迷惑がかかることのないよう、強く要請してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。